農業資材審議会 種 苗 分 科 会 (第10回)

農林水産省生産局

農業資材審議会

種苗分科会(第10回)

平成23年1月25日(火)

 $13:55\sim15:56$

農林水産省第3特別会議室

議 事 次 第

- 1. 開 会
- 2. あいさつ
- 3. 議 事
- (1)「重要な形質」の指定について(諮問)
- (2) 生物多様性条約COP10における「名古屋議定書」の採択について
- 4. 閉 会

○遠藤課長 定刻少し前ではございますが、関係者の方ご参集をいただきましたので、ただい まから農業資材審議会種苗分科会を開会させていただきます。

知的財産課長の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員、専門委員におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、ありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、小竹委員、前嶋委員、山岸専門委員が所用によりご欠席となっております。本分科会は委員の定数7名のところ本日は5名の委員にご出席いただいておりますので、農業資材審議会令第7条第1項の規定によりまして、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、農林水産省を代表いたしまして、生産局担当審議官の雨宮 からごあいさつを申し上げます。

○雨宮大臣官房審議官 生産局審議官の雨宮でございます。

平素、何かと農林水産行政にご指導、またご理解、ご協力を賜っておりますことに、まずもって感謝申し上げます。

開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ご案内のとおり、この農業資材審議会種苗分科会は、種苗法に基づきまして、審査基準を策定するに際しまして専門家の皆様方からご意見をちょうだいすることを目的に開催させていただいております。ご審議いただきます重要な形質に基づく審査基準により、今後、登録されることになるすぐれた品種の種苗は、我が国農業の競争力の源泉になるものでございます。我が国農業の厳しい環境の中で食料・農業・農村の再生を図るということで、昨年3月の基本計画でも戸別所得保障制度のほか6次産業化というようなものを打ち出してございます。そのような強い農業、これから農業を発展させていく上で基本になるものと認識してございます。

皆様のご尽力によりまして、新品種の出願登録、世界有数の状況でございます。昨年の登録数、UPOVの中で欧州連合に次いで多いということでございます。国際的な地位も高まっているところでございます。

本年は、UPOVの観賞植物及び林木作業部会、果樹部会、11月に日本の広島で開催される 予定でございます。それから、後ほど事務局方から詳しいご説明をいたしますけれども、昨年 10月に名古屋でCOP10、生物多様性の締約国会議が開催されまして、遺伝資源へのアクセ ス、それから利益配分ということで名古屋議定書も採択されたところでございまして、遺伝資 源の重要性が世界的にも注目されたところでございます。

先ほどご紹介いたしました6次産業化、昨年、与野党協調のもとで国会で法律を通していただきまして、その中では、この法律に則って技術開発を進めた場合には品種登録の出願料、登録料が4分の1に低減されるといった特例措置も設けさせていただいておりまして、新品種の育成あるいは新品種を活用した地域振興が期待されているところでございます。

このような中、新品種につきましては、これを知的財産として適切に権利を付与して保護していくことがますます重要になっているところでございます。

本日は、我が国においてこれまで出願がなかった7種類の新規植物に係る新たな審査基準の作成、それから、UPOV事務局が国際的な基準をつくっております19種類を国際準拠させること、そして34種の植物につきまして既存の審査基準の改正に係る重要な形質の作成及び改正と、非常に専門的、技術的で盛りだくさんでございますけれども、委員の皆様におかれましてはどうぞ十分なご審査を賜りますよう心からのお願いをいたしまして、一言ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤課長 それでは、お手元に配付しております資料の確認をお願いいたします。

まず、資料が1から3までと、参考資料も1から3までございます。

まず資料1、諮問書の写しでございます。資料2が「重要な形質の見直しについて」でございます。資料3が「生物多様性条約COP10における「名古屋議定書」の採択について」でございます。

参考資料1「農林水産省告示(重要な形質)の制定について」、参考資料2が関係法令集で ございます。参考資料3、これが一番大部分でございますが、今回の諮問に係る植物区分の種 類別審査基準案でございます。

なお、本日この会議室は17時まで確保しておりますが、ご審議の状況によりましては早目に 終了することもございますので申し添えます。

本日ご審議いただく前に、前回、昨年3月8日の種苗分科会で、UPOVテストガイドラインに沿った見直しを行った17種類の植物を初めとする重要な形質の改正についてご審議いただいたところでございますが、昨年4月1日付で告示の改正を行いましたことをご報告いたします。

告示が掲載されました官報を参考資料1「農林水産省告示(重要な形質)の制定について」 に添付しております。告示につきましては、広く一般の方にも御覧いただけるよう、品種登録 ホームページ上で公開しておりますことをあわせてお知らせいたします。

では、これからの議事進行は土肥分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○土肥分科会長 それでは、議事に入ります。

まず、本日の分科会の議事及び議事録でございますけれども、これは公開、このように取り 扱わせていただきますので、その旨、ご承知おきいただければと存じます。

農林水産大臣から本審議会に対し、資料1のとおり農林水産植物の重要な形質の指定について で諮問がございましたので、その内容について事務局より説明をお願いいたします。

○大友室長 種苗審査室の大友と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

昨年も、重要な形質の見直しについて審議の前に、品種登録制度の概要とかデータについて 若干ご説明しております。それにつきまして、ざっとおさらいしておきたいと思います。

これが新品種保護制度の種苗法の概要でございます。そもそも種苗法というのは、新品種の育成者への権利付与を通じて新品種の育成を振興し、農林水産業の発展に寄与することを目的とした法律でございます。

新品種を育成した者は、農林水産省知的財産課種苗審査室にその旨、出願を行い、種苗審査室のほうで通常は種苗管理センターに栽培試験をお願いする。それとともに必要な場合は現地に出向いて現地調査を行い、品種登録制度の要件に合っている場合に育成者権という権利を与えるシステムでございます。権利の存続期間は通常25年、それから、木本性植物など永年性植物は30年としております。

登録された品種の種苗、収穫物、それから政令で指定する一部の加工品については業として 利用する権利を専有しておりますので、育成者権を保有する者以外が利用する場合には育成者 が利用の許諾を行い、利用者がそれに伴う利用料を育成者に払うことになっております。

無断で利用した者に関しましては、権利侵害に当たりますので、右に書いてありますような 民事的救済、刑事罰、それから輸出入につきましては、税関での輸出入の差し止めができるよ うになっております。

栽培試験を行う種苗管理センターでございますけれども、今、4カ所で主に栽培試験をお願いしております。つくばにあります本所、岡山にあります西日本農場、長崎にあります雲仙農場、それから八岳農場の4カ所にお願いしております。現在、種苗管理センターにつきまして

は役職員305名という中でやっております。

続きまして、保護となる対象植物でございますが、UPOV91年条約では、締約国はすべての植物を保護することが義務づけられておりまして、我が国は91年条約を批准しておりますことから、全植物を保護しております。種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類、それから、きのこにつきましては微生物との境目でございますので、政令で指定しておりまして、32種類を保護対象としております。

品種登録の要件でございますけれども、主に5つあります。我々は「DUSプラス2つの要件」と言っておりますけれども、区別性、これは国内外の公然知られた他の品種との重要な形質に係る特性の全部又は一部で明確に区別できること。それから均一性、これは同一世代でその重要な形質に係る特性の全部が十分類似していること。それから安定性、増殖後も重要な形質に係る特性が全部安定していること。未譲渡性につきましては、日本国内において出願日より1年遡った日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこととなっておりますが、外国においては出願日から4年(果樹等の永年性植物は6年)遡った日となっております。それから名称の適切性ということで、品種の名称が既存の品種の名称と同じであったり、登録商標と同じであると非常に混乱いたしますので、そのあたりも審査の要件となっております。

続きまして、先ほど出てきました「重要な形質」とは。

今回の審議会でお願いしている案件でございますけれども、品種登録の要件である区別性、 均一性、安定性の審査に用いられ、品種登録の適否を判断するための重要な要素でございます。 重要な形質以外の形質に差異があっても区別性は認められません。

我が国では、UPOVの指針に基づき、重要な形質を具体化したものを審査基準として使用 しております。

UPOVの特性審査のための一般指針を見ますと、1番目に「一定の遺伝子型又はその組合せの結果発現するもの」となっておりまして、環境により大きく変化するような形質については余り適当ではないと考えられます。2番目に、ある環境条件のもとで十分な一貫性と再現性があること、3番目に、品種間の区別性を確定できる十分な違いがあるもの、4番目に、詳細な定義及び認識が可能なもの、5番目に、均一性の要件を満たすもの、6番目に、安定性の要件を満たすものという指針がございます。

続きまして、我が国の品種の出願登録の状況です。

平成 19 年までは順調に出願が伸びてきておりますけれども、平成 20 年、21 年と大きく落ち込んでおります。これは後でご説明しますが、外国からの出願が大きく減っております。

年間登録件数につきましては、1,200 件から 1,400 件前後を推移しておりまして、今、安定的に登録されている状況でございます。

作物分野での登録割合ですけれども、6割が草花、17%が観賞樹ということで、8割弱が観賞用の植物。残りが食用作物、野菜、果樹という割合になっております。

出願者の業種別登録状況でございますけれども、半分が種苗会社で4分の1が個人、残りの4分の1を食品会社と農協と都道府県――都道府県は10%でございますが――で分け合っている状況でございます。

作物分野別・業種別に登録状況を見ますと、花につきましてはやはり種苗会社が圧倒的に多くて、あと個人の方も活躍されております。食用作物につきましては、やはり国公立研究機関からの出願が非常に多くなっている。野菜につきましては、種苗会社と都道府県が中心となって育種している状況でございます。果樹につきましては個人が多くて、都道府県が次になっております。

それから、平均審査期間の推移。種苗審査室ではできるだけ平均審査期間を短くして、出願者の利便に応えていこうという形で取り組みを行っております。平成21年度の平均審査期間は2.7年ということで、平成20年に比べ0.1年上がるという残念な結果になりました。現在は、平成26年度に平均2.3年に短縮するという目標で取り組んでいるところでございます。

それから、今まで何度も出ましたUPOV条約ですが、現在の加盟国は68カ国でございます。 EUを1カ国としてカウントしております。この地図を見たらわかりますとおり、アメリカ大 陸はほぼ入っておりまして、あと入っていないのはアフリカと南アジア、東南アジアという状 況でございます。中国、韓国は入っているということでございます。

組織体系としては、以下にあるように、それぞれの作物区分ごとに作業部会を持って審査基準の検討を行っている。先ほど審議官からご説明がありましたように、今年、広島で開催しますが、それはTWFの果樹とTWOの観賞植物及び林木、これを11月に広島市と福山市で行いたいと、今、考えているところでございます。

UPOV同盟国における出願・登録の状況です。実は昨年、日本は出願で3位だったという説明をしたんですが、今年は4位に落ちております。2位にウクライナの1,545件という数字が出ておりまして、質問される前に言ってしまいますけれども、実はなぜ増えたのかわからないものですからUPOV事務局に聞いたんですけれども、UPOV事務局では理由がわからないという答えが返ってきまして、今、ウクライナ政府に聞いてはいるんですけれども、なかなか答えが返ってこない状況で、突然2位に躍り出た理由はいまいちよくわからない状況でござ

います。

それから、中国がどんどん件数を増やして、今、1,000 件オーダーに乗ったということで、 近い将来、GDPのように追い抜かされる可能性が出てきているということでございます。

登録数につきましては、日本は2位ということで、アメリカよりも多い。

存続中の権利数につきましては日本は3位になっておりまして、アメリカが圧倒的に多く、これはもともと古い、特許法で保護していた時代もございますので――今もそうですけれども、古い制度を持っている関係から、アメリカは存続中の権利数が多いという状況でございます。

それから、先ほど海外からの出願が減ったというご説明をしたところでございますけれども、 平成 19 年の 1,500 件から平成 21 年の千百数十件まで、約 400 件ほど減っているんですが、そ のうち約 300 件近くが外国からの出願だということで、実はUPOV加盟国、欧米を調べてみ たんですけれども、アメリカもヨーロッパも平成 21 年の出願数は大幅に減っているということ で、やはりEUの報告書などを見れば、経済危機が大きく影響しているのではないかと分析さ れております。それが日本にも伝わってきている。

国内の出願も若干減っている状況でございます。

外国育成品種の出願状況ですが、圧倒的にオランダが多くて、毎年1位でございます。これを見てもわかりますが、平成19年度のオランダの出願件数は209件、平成21年度は105件ということで、半減しております。米国につきましても100件だったのが30件、ドイツにつきましてはそれほど変わっておりませんが、オランダ、米国は大きく出願が落ち込んでいる状況でございます。

それから、国際的な審査協力の推進を我が国でも進めております。審査協力というのは、その国で審査したデータを他国に渡して、他国での審査をできるだけ省略するという方法でございますけれども、現在EUと、バラ、ペチュニア、カリブラコア、キク、バーベナについて行っております。今後、カーネーションやカランコエに順次拡大することを検討しております。

ベトナムとは、既に合意していますが、向こうの体制整備がまだうまくいかないということで、日本政府としては、今、JICAプロジェクトでベトナムの体制整備を応援しているところでございます。

中国、オーストラリアとは、その可能性について協議・検討中でございます。

東アジアフォーラムにつきましては、平成20年7月に立ち上げまして、ASEANプラス3 ということで、中国、韓国、日本、これについてそれぞれの国々が協力して、植物品種保護法 令のない国についてはその法令整備、UPOVに批准していない国については批准に向けた協 カ、UPOVに加盟していてもまだ 78 年条約である中国には、91 年条約などの批准を日本側 としては要請しつつ、技術協力や情報交換を行っているところでございます。

これからは、早速ですけれども、今回の審議事項であります重要な形質について、ご説明していきたいと思います。

これは先ほどご説明したものの再掲になりますので、省略します。

重要な形質の見直しの考え方でございますが、審査基準の国際調和を進めるため、原則として、UPOVテストガイドラインに準拠して順次見直すこととしております。平成20年から見直しておりまして、今回19種類。それで、下の表にありますけれども、赤い枠で囲っているのがUPOV種類別テストガイドライン264種類で、左の黒で囲った審査基準が我が国の審査基準、UPOV審査基準と日本の審査基準がダブッているものが181種類ありまして、我が国の審査基準をUPOVにハーモナイズしたのはこれまで96種類と、今回19種類について実施することにしております。

具体的なものですけれども、この「形質」の欄に「草姿」「株の幅」とか書いてある、ここが重要な形質になっておりまして、これは全体が審査基準になっております。この重要な形質につきまして、今回ご審議いただいた後、この審査基準を手直ししていきたいと考えております。

ちなみに、バーベナの審査基準を見ますと、現在、16 と 17 につきましてはUPOVのテストガイドラインにはないんですが、EUと審査協力するに当たり、EUと調整の上、この部分については見なくてはいけないということで、例えば一重、八重の別はUPOVの審査基準にはないんですが、EUと日本は一重と八重の別を見ようということで、「花型」という調和形質を入れたりしております。

その結果として、これまで 53 あった形質数を 34、UPOV形質 32 とEUと調整を行った 2 を足した 34 に整理したということでございます。

これからが今回、審査をお願いするところでございますけれども、事前に委員の皆様方には 重要な形質について案をお渡しして、見ていただいているところでございます。その後、我々 も精査した上で、審査基準の改正案の項目、それぞれ形質の並べ変えを若干行ったり、それか ら横並びを見て、中身は変わらないんですが、用語の若干の修正をしたりしております。

あと、委員から幾つか追加の形質の提案もございましたけれども、幾つかにつきましては今 後の育種の動向を見て、改めて検討すべきものと判断したり、病害抵抗性のように検定方法が まだなくて確立していないものについては、現段階ではなかなか取り入れるのは難しいという ことで、追加していないものもございます。

そういう前提でご説明させていただきます。

1番目の、これまで出願のなかった植物種類について、審査の必要上、審査基準を作成する ため区分を新設するものが7種類ございますが、アカシカ コグナータ。もともとアカシア属に つきましては多数の種類がありますけれども、アカシア コグナータというオーストラリア原産 の植物が出願されましたところ、これを見た限りではアカシア属の審査基準が使えないという ことで、新たにアカシア コグナータという重要な形質を定める必要があるとしたものでござい ます。

次に、根茎性ベゴニア。ここ数年、根茎性ベゴニアについての出願が急に増加しております。 現在使用している木立性ベゴニアの審査基準は球根ベゴニア及びエラチオールベゴニア以外の すべてのベゴニアを対象としたものでございますけれども、根茎性ベゴニアの重要な特性であ る葉身の模様についての形質が十分調査できないため、今回、新たに根茎性ベゴニアに特化し た重要な形質を策定させていただきました。

次は、セイヨウフウチョウソウとチガヤ、これについても新規植物でございます。

それから、テマリシモツケ。これにつきましてはアメリカ原産の植物で欧米での出願が結構 盛んだということで、我が国でも出願され、欧米の審査基準を参考に重要な形質をつくったも のでございます。

ムラサキオモトも新規で出てきております。

あと、モズク。海藻の一種でございますが、モズクが新品種ということで出願がございましたので、今回、重要な形質をお願いするものでございます。

2番目に、UPOVテストガイドラインに準拠した改正を行うものとして 19 種類お願いして おります。

まず、あかクローバですけれども、今回、先生方にお配りしたものからさらに1つ付け加えたものがございまして、一番最後の菌核病抵抗性。これにつきまして農業食品産業技術総合研究機構――「研究機構」と呼んでいますが――のほうから、これを入れてくれないかという話がございまして、検定方法等を確認しましたところ、検定方法があることが確認できましたので、今回、新たに追加させていただいております。

続きまして、稲でございます。

稲につきましては、いろいろ精査したところ、幾つか直しを入れております。まず「稈の姿勢」というところは以前は「稈の向き」という言葉だったんですが、用語の適正化を図るとい

うことで、「姿勢」に直させていただいています。それから「稈のひざまずきの有無(ひざまずき品種に限る。)」となっていましたが、これは明らかに間違いで、浮稲品種にしか見られない特性でございますので、「(浮稲品種に限る。)」と直させていただきました。

次に、「稈の節のアントシアニン着色の有無」とありますが、この「稈の」が抜けておりまして、ちゃんと部位を特定する必要があろうということで、「稈の」を入れております。

それから、「二次枝梗の有無」も「穂の」が抜けていましたので、ここと、次の「二次枝梗の型」についても「穂の」を追加しております。

もう一つ、籾の千粒重。当たり前なので「千粒重」と書いてしまったんですが、やはりちゃんと特定したほうがいいだろうということで、「籾の」という言葉をつけ加えさせていただきました。

稲については幾つか修正したこと、まことに申しわけなく思っております。

いずれにせよ中身は変わりませんが、語句の適正化を図ったということでございます。

続きまして、オーチャードグラスです。

実は、これも2つ直しております。「越夏性」と「越冬性」という言葉を入れていたんですが、「越夏性」を落としております。これは近藤委員から「越夏性、越冬性がオーチャードグラスに入るのであれば、他の飼料作物にも入れたほうがいいのではないか」というご指摘があり、いろいろ検討した結果、検定方法があるものを入れようということを前々からやっていたんですが、越夏性についてはきちっとした検定方法がないということで、「越夏性」を落として「越冬性」を残したということでございます。

それから、最後の雪腐黒色小粒菌核病抵抗性につきましては、先ほどと同じように研究機構のほうから追加してほしいという話がございまして、検定方法についても明確にありますので、 入れてございます。

続きまして、オレンジ類ですが、ここも1つ直しを入れています。

ここの「葉身の周縁の波打ち」の前に「葉身の波打ち」という言葉が入っているが、形質と してダブッているのではないかという谷本委員からのご指摘がありました。ダブッておりまし たので、直させていただいております。

それから、「葉身のねじれの強弱」は「曲がり」と書いてあったんですが、「ねじれ」のほ うが適切な表現であろうということで、「ねじれ」に直しております。

もう一つ、谷本委員から「「凹環」のほうが適切ではないか」というご指摘があったんですが、いろいろ調べましたところ凸の場合もあるようでして、凹環だけだとちょっと表現できな

いので、そのままととさせていただいた経緯があります。

続きまして、かぶです。

真ん中辺に「根の土中への吸い込みの深さ」とあります。これはもともと貫入という言葉を 入れていたんですが、貫入だとわかりにくいだろうという北委員からのご指摘がございました ので、「貫入」を「吸い込みの深さ」という表現に直してございます。

もう一つ、一番最初に「倍数性」と出てくるんですけれども、北委員から、倍数性については、Aゲノムを有するブラシカ・ラパとACゲノムを有するブラシカ・ナパス、バラエティ、ラピペラ、ルタバガ類の両方に適用するなら倍数性の評価は必要であるが、ラパのみであれば要らないのではないかというご指摘をいただきました。いろいろとUPOV基準を調べてみますと、ルタバガ類については別の基準がございまして、これはかぶだけに適用している。かつ倍数性についての標準品種がございますので、やはりかぶの中にはそういう倍数体のものがあるということから、残させていただきました。

続きまして、キャベツでございます。

もともとホワイトキャベツ、レッドキャベツ、サボイキャベツ、それぞれ別々に形質を書いていたんですが、非常に見にくいということで整理しまして、例えば「(ホワイトキャベツ及びレッドキャベツ品種に限る。)」そういった書き方に全部直しまして、すっきりさせたというのが1点。

それから「外葉の縮れ」というのはもともと「波打ち」にしていたんですが、英語をよく見ましたら「縮れ」のほうが適当だろうということで、これについては「縮れ」と直させていただいております。

小麦については、変わっておりません。

すべりひゆについては、真ん中よりちょっと下の「花弁の二次色(複色品種に限る。)」は、 以前は「二色以上」になっていたんですが、「(複色品種に限る。)」という適切な用語がい いだろうということで、訂正しております。

セントポーリアは、変わりございません。

大豆については、若干誤字があったのを直している程度でございます。

それから、にちにちそう、にら、にんじん……。

にんじんについては、北委員からのご指摘で幾つか直しているところでございます。実はこの形質の中で「尻」という言葉を幾つか使っていたんですが、「尻」という言葉はちょっとやめたほうがいいのではないかということがございまして、「端部」という言葉に直しておりま

す。

それから、下から3行目の「抽根性」、前は「抽根の多少」を「抽根性」と直しております。 それから一番上、「葉の分裂」と書いていたんですが、委員からのご指摘を踏まえ、「切れ 込みの程度」という言葉に直させていただいております。

それから、ねぎです。前は「抽だいの強弱」だったんですが、北委員からのご指摘で「難易」 がいいだろうということで、「抽だいの難易」とさせていただいております。

はくさいについては、特段ございません。

フリージアも、ございません。

フロックスパニキュラータもございません。

ホップもございません。

やまのいもについては、先生方にお渡ししたときは一番下の「雌雄性」という形質が載っていなかったんですけれども、いろいろ調べてみると、雌雄性を特性として区別性を持たせたやまのいもが過去にあったという事実がわかりましたので、「雌雄性」という特性を1つ追加させていただいております。

3番目、UPOVのテストガイドラインにない植物種類の審査基準の作成・改正を行うものでございます。

ここの「現行」にありますように、もともとこれまでの重要な形質というのは非常に大括りで、樹姿とか樹高とかそういう書き方でずっと、品質特性みたいな、そういう大ざっぱな形質にしていたんですが、今までご説明したように、出願者にとってわかりやすい特性をきちっと決めるという方針に従って、我が国の審査基準を再度見直して作成したものでございます。

アカリファウィルクシアナにつきましては、EUの審査基準を参考につくっております。

アクティノツス、アフェランドラ スクアラサ、アメリカデイコ、アンティミス ティンクト リア、いぬわらび……。

ヴァーレンベルギアウンドゥラタですけれども、もともとヴァーレンベルギア属の重要な形質というのは1つだったんですが、ヴァーレンベルギアウンドゥラタ、これは写真にありますように青い花で花茎が非常に長いタイプと、ヴァーレンベルギアプロクムベンス、ここに白い花がありますけれども、花茎がほとんど見えない。それぞれの審査基準を別につくったほうがよりよく審査ができるということで、これは2つに分割したものでございます。

それから、ガザニア、グロブラリア アラビカ、けぶかわた、ケンタウリウム、ザルジアンス キアオウァタ、しゃりんばい、それからじゅずさんご、すいれん、スコパリア、ディアネラ、 ティアレラ、フィトニア、フェリキア、ふくじゅそう、プロテアキナロイデス、ヘレボルス、 これはクリスマスローズと言われているものです。それからメカルドニア、ルクリアと、ほと んど花の品種で、UPOVのような形で改正させていただきたいと思います。

4番目に、これまでご説明した1から3の改正後、審査をする中で直したほうがいいという 審査基準が幾つかございますので、ご説明させていただきます。

大麦につきましては、以前は「止め葉が反曲した植物体の出現の多少」となっていましたけれども、UPOVの審査基準をよく調査したところ、「止葉の葉しょう表面のろう質の多少」というのが正確であるということで、直させていただきました。

クレマチスについては、前は「がく片の裏面の二次色の分布」だったんですが、ここはカラーチャートで審査する特性ですので、「分布」というのは言葉としておかしいということで、直させていただいています。

じゃのひげは、「葉の先端の下垂」となっています。前は「葉の湾曲の程度」となっていま したが、これは適正な表現に変えたものでございます。

しろクローバにつきましては、「葉の密度」と「開花性」について「(飼料用品種に限る。)」 ということで、葉の密度につきましては地面が見える程度とか見えない程度とかそういう形な んですが、花としてのしろクローバは鉢植えが基本でございまして、飼料用については地植え ということで、葉の密度については地植えをする場合、飼料用にしか適用できないのではない かということで、改正したものでございます。

タバコにつきましては、花についての形質が入っていましたが、観賞用のタバコもございますが、やはり本来のタバコは花は余り関係ないものですから、花についての特性は「(観賞用品種に限る。)」という言葉を入れさせていただきました。

それから、立枯病等6種類の病害につきましては、日本で開発しているタバコの品種の中には、最近こういう抵抗性をどんどんつけているものがある、かつ検定方法もあることから、新たに追加させていただきました。

とうもろこしですが、「雌穂の粒の型」というのは正確に言えば「粒質」、「雌穂の粒の縮みの強弱」は「雌穂の粒の縮みの強弱(スイートコーン品種に限る。)」と直しております。 その他幾つか、病気抵抗性等を追加させていただいております。

ペチュニアにつきましては、「花冠裂片の周縁の切れ込みの深さ」を追加させていただいて おります。これにつきましては、新たな品種の中に花冠裂片の周縁の切れ込みで大きく特性が 異なる品種が出願されたことから、これを追加する必要があると判断したものでございます。 ペレニアルライグラスにつきましては、ここに「雄性不稔性」とございますけれども、この 牧草は河川敷とか道路ののり面に植えることが多くて、それに伴って花粉が飛んで花粉症が起 きているため、花粉を出さない品種が最近、開発されつつあるということで、雄性不稔性の特 性を1つ追加させていただいております。

あと、区分を直したものが4つございます。

1つは、最初にアカシア コグナータをご説明しましたけれども、アカシア コグナータを除いたアカシア属に変更すること。

イレシネ リンデニーにつきましては、イレシネ ハーブスティという系統の園芸品種が育成 されつつあるということで、イレシネ リンデニーだけではなくて、種から属への格上げをさせ ていただきたいと思います。

グロキシニア シルバティカも同じように、ネマタントデス種とシルバティカの種間雑種が出てきておりまして、これも種から属への変更とします。

それから、「なす(ばれいしょを除く。)」になっていましたが、実はトマトの学名が変わったことに伴い、単純にトマトも除く形に変えさせていただくものです。

- ○土肥分科会長 ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問がございましたらお願いいた します。
- ○北専門委員 いろいろご意見申し上げたことを入れていただきまして、ありがとうございました。
- 1つ、かぶの倍数性なんですが、オレンジ等にもあったんですが、具体的に倍数性を申請するときの検定方法ですね。技術的にはいろいろありますけれども、顕微鏡で見るとか、DNAの量で調べる方法もありますけれども……
- ○大友室長 大変失礼ですが、まだそこまで確認できていなくて、今、UPOVの中に倍数性 の標準品種が確かにあるというところまでは確認したんですが、まだ検定方法についてまでは 確認していないところです。申しわけございません。
- ○西田専門委員 ねぎの件ですけれども、私がやっておりまして、いわゆる千住系のねぎと加賀系のねぎの場合ですか、その血が入っていますと根の本数の違いが大分出てくるのではないかと思うんですね。ですから根の本数ですとか、そういった区別というのはどうなんですか。 提案として。

北先生、どうですか。

○北専門委員 例えば土壌水分の条件によっても随分変わりますので、私はそんなに重要では

ないと思いますけれども、篠原先生、いかがでしょうか。

- ○篠原委員 ねぎは加賀、千住、九条と3つ系統がありまして、それらをこの表現によって全部区別するというのが本当にできるかどうかという感じはします。例えば、九条というのは随分違うなという感じがするんですね。ちょっとその辺が気になります。つまり全部同じ基準でやってしまって大丈夫かなという感じはちょっとしました。根の量も作り方によって違いまして、根深ねぎは土寄せ追肥のせいもあり根が上向きに出てきたりします。まあ、ここにある記載でもそういう区別はできるのではないかという感じはしました。
- ○佐藤専門委員 稲と小麦については、もち種とうるち種の判別がありますけれども、大麦についてはこれが入っていないというのは、これは日本独特のものだから入っていないということなんでしょうか。
- ○大友室長 小麦は入っていますけれども、大麦には入っていないということですね。 大麦につきましては、UPOVの基準の中にもちが入っていないということで、落としております。
- ○佐藤専門委員 日本の基準の中でも落としている。品種判別では落としているということでよろしいんでしょうか。
- ○大友室長 そうです。
- ○佐藤専門委員 もう一つ。

最近、現場のほうで私が聞いたところでは、小麦では、低アミロースがうどん用の品種に適しているといった話がありまして、ここでもち、うるち、特に小麦のほうにもちが入ったというのはすごくありがたい話だと思うんですが、将来は、稲と同じように低アミロースといったような特性が、日本の育種の特性だと思うんですけれども、そういったものを基準に加えることが必要かどうかということなんですけれども。

○大友室長 実は麦につきましては、先生からのご指摘があった穂発芽性についても今回、入っていなくて、UPOVの基準に合わせると穂発芽性が入っていないものですから落としているんですけれども、この中に、例えば小麦で、UPOV以外にも、実は日本の独自の基準を入れたものが幾つかございます。それは、これまでの麦の育成で新品種と認めるに当たり、UPOVにない基準を使って区別性があるとしたものを抜いてしまうと区別性がなくなったしますので、そういうものは追加させていただいています。

今回、先生からご提案があったアミロースにつきましても、仮にそういう品種が出てくれば、 改めてまたここでお諮りして追加させていただくという考え方ですべての品種についてやって いきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

- 〇小松専門委員 前もってお伺いすればよかったんですが、ホップのところで「 β 区分/ α 酸」とあって、その β 区分というのが何なのかちょっと疑問だったんですけれども、これを「 β 酸」とすることはできないんでしょうか。
- ○大友室長 可能です。では、直させていただきます。
- ○土肥分科会長 今の、皆さんわかりましたか。
- 〇大友室長 もう一度ご説明しますと、ホップの下から 2 行目の「 α 酸含量、 β 区分/ α 酸」の「 β 区分」のところは、「 β 酸」と直させていただきたいと思います。
- ○土肥分科会長 よろしゅうございますか。47枚目のスライドでございます。他にございますか。

今回、食用作物、野菜、果樹、飼料作物、花卉類、工芸作物、水産植物、こういったものについて見直し案を示されておりますので、こういったことをご専門にされている委員からのコメントもいただければと思っているところでございます。

食用作物については、桃木委員、佐藤委員からご意見をいただければと思います。

○桃木委員 私は大麦、小麦、大豆、稲、いずれの作物についても栽培経験がありませんので、 専門家にいろいろお聞きしてまいりました。

稲は、品種登録の基準に大体準じているようですので、ここに挙げられている項目で育種家 や育種研究者は、不便はないという回答を戴きました。

小麦についてはヨーロッパと大分違うので、非常に難しいという意見でしたので、これは先程、佐藤先生もおっしゃっていたように、日本の小麦の特性を重要視し、やはり、それらの項目を加えていく方向でいかないと非常に難しいのではないかと考えます。

大豆については日数不足で情報の収集が不充分ですので、結論を出すのを控えさせて戴きます。

大麦ですが、これはワックスについては 1960 年代にスウェーデンの研究者によって見出されていた特性であり、止め葉のろう性に対する項目が加えられるということは、大変結構なことであり、むしろ、この特性についてはもっと早くやってもらいたかった。 育種研究者にとっては非常に喜ばしいことであるとの回答を戴きました。

私自身は分子生理学をやっていますので、自分の意見として、1つお伺いしたいことがございますが、よろしいでしょうか。

○土肥分科会長 どうぞ。

○桃木委員 遺伝子ですが、大麦の場合のようにある特性の遺伝子がきちんとわかっているもの、また、稲等はゲノム解析もとくに進んでおります。日本の品種が外国でとられないように、単に品種の登録ではなくて、この品種を特許化する方針はおありなのか、その可能性があるのか、それをお聞きしたいと思います。外国でこちらの優秀な品種をむやみに栽培されないようにするためにも、特許化したらよいと思いますが。

○大友室長 土肥先生がご専門かもしれませんけれども、UPOV制度に基づく植物品種保護制度と特許制度というのは、古くは、アメリカ等では併存している形があったんですが、ヨーロッパ等では排除的に、お互い別々だという形で制度的に進んできています。

日本につきましては排除規定をつくらずに、特許でもいいし品種保護でもいいとなっていますけれども、現実に植物品種を作成して特許申請しても、品種自体の特許性というのは非常に難しいと考えられていますので、我が方に申請してくるのが通常になっております。

遺伝子特許につきましては、これは我が国特許庁、それから米国につきましてもそれぞれ遺伝子特許を認めておりますので、遺伝子特許を取ったことによる植物体全体の保護ということは十分あり得るし、現実に、アメリカの幾つかの化学会社――ご存じのとおり大企業――では、遺伝子特許で大豆等を保護しつつ、かつ品種保護も申請して保護している状況だと聞いております。

日本につきましては、遺伝子特許が外国に押さえられている、除草剤耐性遺伝子とかBT耐性遺伝子という形で押さえられておりますので、日本で商業化する遺伝子特許というのは、基本的には余りないと見られています。その原因として、1つは、まず海外が先行して遺伝子特許を取ってしまったということ。あとは、組み換え体植物に対する国民のアレルギーが余りにも強くて、遺伝子組み換え体を国内で栽培するのは現実的に非常に難しい、こういう問題を抱えておりますので、日本では、遺伝子特許を取って、大きく枠を広げて保護するという体制にはなかなかいかないのではないか。

我が国の技術会議のほうも、その辺いろいろ考えておりまして、何とか日本でも遺伝子特許 を活用して保護していく方策はないのかという議論はしているように聞いております。

- ○桃木委員 資源としても残せないのでしょうか。もし、新しい組み換え体の安全性が認められ、発現も固定されていたら、資源として農林水産省で預かって下さるのが宜しいかと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○大友室長 組み換え体の資源ですか。ジーンバンクに入れるみたいな話ですか。なるほど。通常は、組み換え体をジーンバンクに入れるというのは聞いたことはないんですけれども、

私、ちょっと専門ではないので明確な回答は難しいかと思いますが。

通常は在来品種が中心で、品種改良した品種も幾つかはジーンバンクに入れていると思いますけれども、組み換え体については、ちょっといかがかなと……、すみません。

○土肥分科会長 ありがとうございました。それでは、佐藤委員から。

○佐藤専門委員 今回、見させていただいて、私は稲の現地調査員を拝命している関係で、随 分簡単になったというか、前は全部記述式でやっていたのが今は、もちろん記述するところも ありますけれども、区別性が非常にわかりやすくなったということで、これはすごくよい点で はないかと思います。

それから、いろいろなところに3つともありましたけれども、最後の特性表の明記につきましては、もう少し検討していただければと思っております。若干誤記等もあるようですし、大豆だとか小麦、稲に関してはそれぞれのたんぱく質の分析法などが書いてあるんですけれども、大麦のホルダーインに関しては記載がないとか、そういうものが若干ありましたので、その辺も含めて記載していただければ、もっとわかりやすくなるのではないかというのが1点です。

もう一点、今、桃木委員からお話がありましたけれども、私どもも今、品種登録というか、特定の遺伝子の中でどういうミューテーションが起こって、どういう形でそれが使えるか、これは私たちも品種登録させていただいたんですけれども、その中で、これはアメリカからメールがあったんですけれども、その使っているミューテーションについては全部ミューテンションサイトがわかっているのかと。その遺伝子そのもののどこが壊れたかで品質が物すごく変わってくる。低アミロースもみんなそうなんですが、どの部分が、waxy G、もち遺伝子鎖のGBSのどの部分が壊れることによってアミロース含量が変わってくるのかということもありますので、そういったところも多分、今から問題になってくるだろうと思います。

それは遺伝子特許と同じようなところかもしれませんけれども、私どもは今回は、それは種苗法の中でも品種の特性として記載させていただいたんですけれども、そういった記載があればもう少し、DNA判別も含めて知財のほうができるのではないかというのは、多分、桃木先生が言われたのと同じようなことかなと感じております。

○大友室長 佐藤委員ご指摘の審査基準につきましては、この重要な形質を本日認めていただいた後、整理しますので、場合によっては先生のお力をいただくかもしれませんので、そのときはまたよろしくお願いします。

それから、waxy G みたいな話ですけれども、もともと種苗法というのは、先ほど UPOV の一

般基準でご説明しましたけれども、エクスプレッション・オブ・ゲノタイプという考え方が基本になっていまして、遺伝子から発現した表現系ですべて区別性を求めるということで、遺伝子系そのものの保護を対象とはしていない。遺伝子を調べたらこの品種と私のものは違うんだと言われても、表現系が違わなければ私どもは同一品種としか見なしません。そこがよく勘違いされる点ですし、逆に、途上国等ではそういうことをやったらいいではないかといった発言をするUPOV加盟国もあるぐらいで、なかなか混乱しているんですけれども、遺伝子の違いによる保護というのは、この法律では基本的には認めていないと考えていただければと思います。

- ○佐藤専門委員では、どういうところで知財のほうをすればよろしいんでしょうか。
- ○大友室長 それはもう特許でやるしかありません。見つけただけでは特許性の要件を満たなくて、やはり発明ですから、その見つけた遺伝子にどういう機能があって、どういう実用的な効果があるか、そこまでを突き止めた上で初めて特許庁に申請するということで、認められれば大きな範囲で保護はされるという形だと思います。
- ○土肥分科会長 よろしいですか。

では、次に野菜について、篠原委員と北委員にご意見を承れればと思います。

- ○篠原委員 私より北委員がすごく詳細に検討されているようですので、先にやっていただいて、後で気がついたところを私から言わせてください。
- ○北専門委員 それでは、幾つかお話しさせていただきます。

先ほど重要な点についてはお話し申し上げたところで、かぶの倍数性についてはわかりました。

他に記載事項、特性表のほうですけれども、幾つかあります。

英語表現を苦労して訳しておられるのがよくわかりまして、それにつきましても理解できる 範囲で回答いただいております。

1つ、ちょっとわかりにくかったことがあって、大豆の項目について、これは考え方ですけれども、前回の改定でUPOVの特性表から7項目、あるけれども落としておられます。ところが今回、その7項目を採用されているわけですね。その理由がよくわからなかったんですけれども、少なくとも前回使わなかった理由が「再現性がない」とか「重要でない」から削除したという話だったので、あえてここで準拠することを基本にするから採択するのだというのは十分理解し切れない、そういうことでございます。

○山口総括審査官 委員ご指摘の部分につきましては、確かに前回、大豆について国際統一事

業ということで基準を作成したときに、ご指摘のように形質について、その品種によって区別性が見られないとか、そういう理由で外しておりました。今回、平成19年度からUPOVに準拠した形で基準を見直すようになりまして、まずはUPOVに完全に準拠した上でやっていこうということで、若干考え方を変えております。それで今回、前回外した大豆の形質の数項目について、UPOVに完全準拠する形でまずはもう一度見てみるということで、今回、復活させていただいた次第でございます。

- ○北専門委員 わかりました。
- ○土肥分科会長 篠原委員、お願いします。
- ○篠原委員 北委員と先ほどちょっとお話しして、基本的にはこれでいいと思いますが、ちょっと質問してよろしいでしょうか。

UPOVでは表現がない項目で、日本では今後、挙げたらいいではないかというものに対して、その必要性が出た段階で入れることもあるという話があったんですが、その場合にはUPOVに「うちではこういう形質が出たので、これを加えてほしい」と、伝えているんでしょうか。

- ○大友室長 UPOVのテストガイドラインは各国が提案してつくっておりますので、日本が 提案するテストガイドラインについては日本のとおりやってくれという形でやるんですが…… ○篠原委員 あ、日本独自の部分があっても構わないということですね。
- ○大友室長 日本独自の部分が出てきた場合に、一つ一つそれを先ほど申した作業部会に出して「ここは直せ」と言っていたら、世界中からそういう話が出てくるとちょっと混乱しますので、そこは今のところやっていません。

ただ、UPOV事務局側も気にしているようでして、昨年の秋にUPOVに出張した限りでは、そういうものも今後、各国のデータを集めないといけないなと、UPOV事務局のほうでもそういう発言はありました。

○篠原委員 ここにあるように「……に限る」というのが、「日本に限る」とかいうものが出てくるのかなと思いまして、将来的にどうなるのかなと思ったのです。

それから、この形質が詳しく載っているんですが、これは日本語と英語と併記の形でいくわけですよね。

- ○大友室長 ええ。
- ○篠原委員 そういう意味では、日本語の表現が多少難しくても英語を見ると「あ、なるほど」 と思ったりする方もいますので、そういう意味では、例えば「にんじんの首」なんていうのが

ありましたよね。私は、にんじんの首ってどこだろうと一瞬思った。次の瞬間英語表記を読んでわかりましたけどね、英語の表現になるとよくわかるというものもありましたので。併記されているのであれば間違いないのではないかという感じはしました。

あと、さっき北委員が、かぶで「吸い込みの深さ」と。吸い込みも、日本語的にはそのほうがよくわかるのですが、学術用語的には、吸い込みというのは必ずしも使われていない言葉なんですよね。教科書では「注根性」というのを使い、抽根性があるとかないとか、という表現では使われています。ここでは「吸い込み」でも構わないと私は思います。

それぐらいでしょうか。

○土肥分科会長 ありがとうございました。

それでは、果樹についてもご意見を承れればと思います。小池委員と谷本委員にお尋ねします。

○小池委員 このオレンジ類の、一応UPOVの基準の準拠した重要項目の指定というのは問題ないと思うんですが、幾つか中の項目につきましてコメント申し上げます。例えば、3つぐらい関係するんですが、特性表にございます 79 番の形質と、89、90 という項目につきましては、調査としてやるのか、または事前に試験としてやるかといったことが絡むと思うんですね。例えば調査に行きましたときに、結実性とか種子の数とかに関しては、いろいろなセッティング、いわゆる試験的な処理をしないとその結果がきちんと出せないということに絡むような項目になると思うんです。一応説明の最後のほうには、例えば自家受粉の関係の種の数といいますと「コントロール・マニュアル・オブ・ザ・セルフポリネーション」とか一応書いてはございますけれども、例えば調査に行ったときに、そのセッティングがしていないと1年逃してしまうことになりますので、そういったセッティング等についても、こういった項目については事前にきちんと記載する必要があるかということが1点です。

もう一点、ちょっと細かなことなんですけれども、私、この特性表を拝見して、事前に申し上げればよかったんですけれども、6ページの項目の中で12番と13番のところ、先ほど説明いただきましたけれども、多分、形質の英語の13番、鋸歯の形のほうは間違いですね。これは「incisions」ではなく「shape」だと思いますし、21番は「f」が1つ抜けていますので。細かなことですけれども、それだけちょっと気がつきましたので、申し上げます。

○山口総括審査官 委員からご指摘のありました、いわゆる自家受粉させた場合の種子数あるいは単為結果性の有無、自家不和合性の有無という部分でございますが、ここについては基準で基本的に、いわゆる評価方法のための試験設定条件をもう少し充実させたいと思います。委

員もよくご存じのように、柑橘の場合は特に周りの品種によって種の数が左右されますので、 これはある程度きちんとした試験をしないときちんとした評価ができないので、ご指摘をいた だいた部分については、この審議会でこれをご承認いただいた後に、説明を充実するようにし たいと思います。

それから、この基準の部分で、実は12番が重複しておりまして、先ほど大友からもご説明差 し上げたように、5ページの「葉縁の波打ち」を削除していただくようになります。

それから、委員からご指摘のありましたように 12 番と 13 番が同じように「incisinos of margin」となっているんですが、これは 12 番が「アンドレーション・オブ・マージン」になります。13 番はこのまま「incisinos of margin」ということで、こちらのほうは間違いなかったということです。

それから、スペルミスについては、これからまた直させていただきます。

どうもありがとうございました。

○土肥分科会長 ありがとうございました。

それでは谷本委員、お願いいたします。

○谷本専門委員 私は事前に幾つか質問を送ったところ、丁寧にお答えいただきまして、よく わかりました。

さっきのダブりのところと、それから、英語を日本語に直すときに、普通、私たちが使わないような言葉がありました。例えば「果実の長さ」というのは「果実の縦径」と普通は言います。「直径」も「横径」と言うので、そこはちょっと普通使いませんよと言ったんですけれども、他のも横並びで、また果樹研究所のほうにも見てもらったので統一するということでしたので、わかりましたということでお答えしました。

あと、ミカンを食べるときに口の中に残るようなじょう嚢膜のところも、「強さ」と書いてありましたが、これも私たちは普通、食べた感じで「固い」とか「柔らかい」とか「薄い」とか言いますので、そういう表現ではということで申し上げましたけれども、その表現を変えると、薄いとか固いとか、そういう表現のどういう状態かというところまで変えないといけないので、そのままでということでしたので、わかりましたということでお答えしました。

あと、後でつけ加えていただくということでしたので、標準品種のところをもうちょっと、 ワシントンネーブル、バレンシアのほかにも徐々に、今から先、していただければと思ってい ます。

それと、柑橘の場合、余り外国にはないと思うんですが、かいよう病というのが日本の場合

には結構重要な病原菌でして、ガサガサするようなものだから、それは重要ではないだろうか と申し上げましたが、これも状況を見てからつけ加えていくということでしたので、そうして いただければいいかと思います。

○土肥分科会長 ありがとうございました。

それでは、飼料作物について近藤委員からお願いします。

○近藤(聡)専門委員 牧草、飼料作物ですけれども、私も事前に質問を出させていただいて、 ご回答いただいております。いろいろな作物を含めて、耐寒性とか越冬性とか耐暑性とか越夏 性とか、そういう項目は農業上というか、改良上は重要な形質になるので、できれば加えてほ しいという希望はございますが、回答にもございましたようになかなか曖昧な言葉で、客観的 な評価が難しいというのは事実そういう部分もありますので、やはりなかなか難しいのだろう とは理解しておりますし、それは仕方ないと思います。

ただ、越冬性の中で、例えばそれが雪腐病の抵抗性と非常にかかわり合いが強いものについては、そういった形で分解して定義づけをしっかりできれば、項目として追加できるのではないかということで、先ほどのご説明の中にもございましたけれども、オーチャードグラスでは雪腐病を追加していただくといったことをしていただきましたので、それは大変ありがたいと思います。

今後ということになるかと思いますけれども、耐病性についてもなかなか客観的に評価しに くい部分もあると思いますけれども、形質として記載されていなくても我が国の中では非常に 重要な病害もございますし、我々の改良目標にもなっておりますので、そういうものについて は客観的な評価ができて、かつ区別性が明確につくということであれば、今後、追加を検討し ていただければありがたいと思います。

その他、要望になろうかと思いますけれども、例えば、調査する測定値と階級値との関係が ちょっとわかりにくいといったことが一部ございます。例えば、イタリアンとかペレニアルラ イグラス等で蛍光反応性がありますけれども、では、実際の測定値と実際の階級値はどれを当 てはめたらいいんだというところがちょっとわかりづらくて、その辺を明確にしていただけれ ばありがたいと思います。

これは標準品種がまだ少ないこととも関連するかと思いますけれども、できるだけ多くの標準品種がわかるような形になっていれば、その辺の問題は解決できるのかなと思います。

それから、必ずしも今回の改定ではないんですけれども、とうもろこしの基準の中には耐倒 伏性という項目がございます。これも重要な形質なので、形質に入れていただくのは非常にい いと思うんですけれども、残念ながら、これも客観的な評価が非常に難しい、調査方法が確立 できていない。こういったことは他にもあるかと思いますけれども、今後、調査方法の整備を 含めてご検討いただければ、審査いただくほうも非常にやりやすくなるのかなと思っておりま す。

まとまりませんけれども、以上です。

○土肥分科会長 ありがとうございました。

それでは花卉類について、神田委員と宮崎委員からお願いします。

○神田専門委員 花卉はかなり種類が多くあったんですけれども、細かい点については事前に いろいろ質問したことについて回答いただきましたので、全体的な質問をさせていただきたい と思います。

草花とか観賞樹の品種育成では、斑入りとか茎の色が変化したとか、葉の形が変わっているとか、そういった項目が新規性があると認められています。例えば、しゃりんばいに斑が入ったものは新しい品種としてかなり新規性があると思うのですが、そういうものが出てきた場合に、新しい重要形質として取り入れていただけたらと考えております。

それと、クリスマスローズですけれども、非常に最近人気が出てきている種類です。これについて一般向けの園芸書では、茎がある有茎種と茎がない無茎種などと分けて記載されているんですけれども、そういった形質について、区別がわかるような記載項目があったほうがいいのかなと考えております。

それと、このクリスマスローズも種間雑種がかなり出てきていますし、ヴァーレンベルギア についても今後、他の種との交雑種が出てくると思われるんですが、そういったときにはどの 種類で登録したらいいのかを質問させていただきたいと思います。

○大友室長 クリスマスローズのご質問かなと思いますのでお答えしますけれども、クリスマスローズ、ニゲル種は、外観上は無茎種に近いように見えていますが文献によっては有茎種と書かれていたり、文献によって書かれていることが違う点と、あと、先ほどおっしゃったように種間雑種がたくさん出ていますので、有茎種と無茎種を外観で厳密に区別するのはなかなか困難ということで、審査官のほうで大分いろいろ調べていただいたんですけれども、今のところ、まだ難しいなと。もう少したくさんの品種を見て、明らかにこれは分けられるなという感触が得られれば、今後、有茎種、無茎種の別について追加することも考えていきたいと思っております。

それから、ヴァーレンベルギアにつきましては、今のところ2種に分けたわけですけれども、

その種間雑種が出た場合どの審査基準を使うのかということです。

通常、我々は種間雑種が出てきて2つの審査基準があったときに、どちらを使うかという判断に迫られる場合が多くて、基本的には、使えるほうを使う。一番よく似ているほうを使う。 真ん中であった場合、これはどちらも使えないとなった場合は、改めてこの審議会にお願いして重要な形質を作成の上、審査基準をつくって、新たな審査基準で品種登録をすることになっていますので、出てきたものを見てから考えるというのが通常のやり方でございます。

- ○土肥分科会長 では、宮崎委員どうぞ。
- ○宮崎専門委員 私も、この 40 種類の植物の中で直接触った経験があるものは非常に限られていまして、すべてのものに関して詳細なことはわからない部分があるんですが、全体の項目を見ますと非常に簡潔にポイントが押さえられているのかなと。植物種による差という部分では細かいことはわかりませんけれども、大体植物種によってポイントがちゃんと押さえられたような形になっておりますし、トータルで言いますと、大体 20 から 30 ぐらいの項目に整理されていますので、非常に簡潔に調査等ができるような形でまとめていただいていると感じました。そういう意味で、新規植物等のこれからの提出等も非常に簡易になっていくということでは非常にありがたい形になっているんですけれども、1つ、プロテアだけなぜか 70 ぐらい形質が

非常にありがたい形になっているんですけれども、1つ、プロテアだけなぜか70ぐらい形質がありまして、内容を見るとかなり細かい気もするんですけれども、その辺は多分、ヨーロッパの基準等をつくられたと思うんですが、全体の方向から言うと、ちょっとこれだけずれているような感じがするというのが私の所感です。

○土肥分科会長 ありがとうございました。

次に、工芸作物について小松委員からお願いします。

○小松専門委員 私は専門がちょっと違うんですけれども、調べさせていただきまして、ホップもタバコも、追加されている項目は今の品種のバラエティに合った検討方法が加わっていて、 適切に形質が選ばれていると思いました。

あと、この詳細なテーブルも送ってもらって見ましたが、用語の使い方等に疑問なところが 多少あるのと、わからないのは、状態で階級表示、大、中、小だとか極小だとか、そういう表 示があるんですけれども、その基準というか、何をもって中にしているのか、そういったとこ ろがわからない。数字できちっと出ているところは理解が早いんですけれども、例えば標準品 種があって、それを中としてこれは小という判断にするのか。大きさの基準、長さの基準、す べてに渡ってそうなんですが、その辺でちょっと疑問を持ちました。

○大友室長 実はUPOVの審査基準、我が国もそうですけれども、量的形質と質的形質に大

きく分かれます。質的形質は花の色等で、量ではないので見た瞬間に「これは違うな」「同じだ」とわかるんですが、量的形質につきましては環境条件によって大きく変わる場合もある。例えば茎の長さとか葉の大きさとかですね。このようなものについて「10 センチ以上 20 センチ以下」と数字で言っても余り意味がない。したがいまして、量的形質につきましては、基本的には標準品種というものを据え置いて、標準品種と出願品種を一緒に植えて、標準品種が中であれば、それより小さければ小、大きければ大というように、並べた上で評価するのが基本になると思います。

そこが我々も非常にわかりにくいところでありまして、若干混乱してしまう。年によって背の高さが違ったり、その年の気象によって背の高さはどうしても違ってしまうので、「去年はこうだったけれども、今年こんなに小さいよね」とか。そのたびにどう評価するかというのはまさに審査官の悩みどころであり、かつ技術を問われるところでございまして、そこら辺を常に審査官は考えながら評価しているということでございます。

- ○土肥分科会長 それでは、水産植物について鬼頭委員からお願いします。
- ○鬼頭専門委員 モズクが種苗登録対象種として出てきて、ある意味でびっくりしました。私自身はノリが専門なんですけれども、モズクというのは皆さんご存じのようにぬるっとして珍味として、普通は野生のものを採ってきてそのまま酢の物として食べるものです。確かに南の方の鹿児島とか沖縄ではそれを養殖はしていますけれども、ただ、品種と言われても、どのように区別するかは非常に困るのではないかと思ったのです。形質比較のための標準品種としてあるところが、殆ど在来種ということでございまして、在来種で形質がどれぐらい安定していかが、今後品種登録のときに、大きな問題になるのではないかと気になっております。

この種に関する重要形質をこのように選ばれて、そして、識別方法をこのように決定された のは大変なご苦労だったと思います。

1つ指摘させていただきたいのですが、前段の試験の仕方のところで養殖網、5尺網と書いてあるんですが、これは1.5メーメル掛ける20メートルで、これを5枚養殖するということになっているんですが、これは如何にも膨大な量でして、こういう数値が本当に必要なのかということです。ノリの場合だと養殖網、これは同じ網を使うんですけれども、普通1枚ぐらいでカバーしています。こういう数値を残してしまうと後々ずっとこの数値でやらなければいけないようになってしまいます。形質比較されるのは、そのうちの、わずか30個体となっているのではないかと思うんですけれども、私が読み間違えていたらごめんなさい。わずか30個体を得るのに、養殖網5枚必要かという点が気になりました。

あとは色の問題ですが、「軸の褐色の濃淡」という表現で、濃いか薄いか、中くらいかということが重要形質になっています。一般に海藻の色というのは栄養状態と流れで非常に変化しやすい形質なのです。私はモズクについて詳しくは知らないので、明確に指摘はできないのですけれども、本当にこれで大丈夫かなという気がしています。

今後、これらについてご精査いただければと思います。

○大友室長 試験区の設定が膨大過ぎるというご指摘につきましては、今後、この審査基準を 詰めていくときに、よろしければ先生ともご相談させていただいて、お知恵をよろしくお願い したいと思います。

色の問題についても、何せモズクは初めて出てきたものですから、いろいろとやってみない とわからないところがありますので、またいろいろとお世話になりますが、よろしくお願いし ます。

○土肥分科会長 それでは、他の委員の方からもコメントがございましたらちょうだいしたい と思いますけれども、いかがでございましょうか。特別ございませんか。よろしいですか。

先ほど鬼頭委員からもちょうだいしましたけれども、区別性、安定性、そういう観点から見て大丈夫かというものが出てきているんだろうと私は思っているんですけれども、皆様のご意見をちょうだいして、いかがでございましょうか。

今回ちょうだいしております農林水産大臣の諮問に対して、当審議会の意見を答申いたします関係上、先ほど事務局からご説明いただいた、その内容で答申するように考えてよろしいのかどうか、その重要なところについて皆様のご意見をちょうだいできればと思いますけれども、いかがでございましょうか。

本日伺っておりますと、先ほど説明のあった案で基本的には了解いただいて、今後、審査基準とかそういったさらに細かいところについては、またご相談させていただいたり、今回の案を受けて将来また追加するようなことも考える、そういう説明でございますけれども……。

すみません、確認いたします。

スライド 47 ページのホップのところで、行で言いますと 2 行目、α 区分というところですね、 重要な形質の前から 3 つ目のところですけれども、その「区分」を「酸」にするという点が 1 点変わっております。どうも失礼いたしました。それを変更したものを当審議会の意見として 答申すると考えてよろしゅうございますか。

(異議なし)

○土肥分科会長 ご異議がなければ答申文をお諮りしたいと思いますが、いかがでございまし

ようか。

今、答申文をお配りしますので、少しお待ちください。

(答申案配付)

- ○土肥分科会長 皆さん、お手元に渡りましたでしょうか。それでは、室長に案を読んでいただきたいと思います。
- ○大友室長 それでは、読ませていただきます。

種苗法第2条第7項の規定による重要な形質の指定について(答申)

平成23年1月11日付け22生産第7095号をもって諮問のあった標記の件については、 妥当であると認める。

以上でございます。

○土肥分科会長 委員の皆様、いかがでございましょうか。ご異議ございませんか。

(異議なし)

○土肥分科会長 ご異議がございません。ご了解いただいたようでございますので、そのよう に進めさせていただきます。

重要な審議案件は以上でございますけれども、もう一点、事務局から生物多様性条約 COP 10について、現在の状況の説明がいただけるようでございますので、この点お願いいたします。

○大島課長補佐 知的財産課、国際企画班担当の課長補佐をやっております大島と申します。 先日、10月ですが、名古屋での生物多様性条約、こちらのCOP10において採択されました名古屋議定書についてご説明を差し上げたいと思います。

(スクリーン)

まず、生物多様性条約についてのおさらいでございます。

こちらの条約ですけれども、1992年のリオサミットで採択されておりまして、93年に発効しております。同じリオサミットの中では気候変動枠組条約、すなわち京都議定書の根拠条約になっているものですけれども、こちらも併せて採択されておりまして、生物多様性の保全と気候変動の防止という21世紀の地球環境の課題について、「双子の条約」という呼び方をされておるんですけれども、2本セットで採択されております。

現在の締約国は 193 カ国及びEUとなっております。米国は残念ながら未加盟でございます。 条約の目的は 3 点ございます。生物多様性の保全、持続可能な利用、あと、今回の名古屋議 定書の対象となってございますABS——遺伝資源に対するアクセスと、そのアクセスによっ て生じた利益の配分といったことでございます。

若干具体的にご説明いたしますと、生物多様性の保全は、生物の保全と、生物の生息域となります森林ですとか湿地等々の保全といったことを進めていこうという環境条約としての側面でございます。

2点目につきましては、持続可能な利用ということですけれども、生物資源といいますのは、 ご承知のとおり、新品種ですとか医薬品の開発の原料となる等、人間にとって経済的メリット をもたらしてくれるものであります。こういった生物資源がもたらしてくれる経済的メリット を積極的に享受しようという経済条約としての側面がございます。1番は環境条約としての側 面、2番は経済条約としての側面といった、結構ユニークな形の条約となってございます。

3点目ですけれども、ちょっとこちらは1番の目標と2番の目標、保全と利用というと若干、 両者相反するように見えるかと思うんですけれども、この2つを同時に実現するための政策ツ ールといたしまして、アクセスと利益配分というものが定められたものでございます。

先へ進ませていただきます。

生物多様性条約の第 15 条、こちらにアクセスと利益配分についての定めがございます。今回、名古屋議定書の採択に合わせまして、新聞などでは「アクセスと利益配分に関する定めが新しくできました」といった報道がされていたかと思いますけれども、若干誤解を生じるものかなと感じております。実はこのアクセスと利益配分につきましては、93 年に採択されております生物多様性条約本体の中で既に定められているものでございまして、名古屋議定書につきましては、こういった生物多様性条約第 15 条をより具体的に運用していくといったことについて定めたものである、こういった理解になろうかと思います。

具体的には、3点ございます。

1つは、遺伝資源に対する保有国の主権的権利でございます。こちらは結構考え方の大きな 転換であると言われておるんですけれども、それまで生物――勝手に自分で動き回るもの、ま た勝手に自己複製するものに対して国境という概念は設けてこなかったんですけれども、93 年 の生物多様性条約におきましては、こういった生物を国家主権のもとに置こうといったことに なっております。

2点目と3点目ですけれども、その生物、遺伝資源ということですけれども――につきまし

ては、各国の主権的権利のもとにあることになりますので、外国の遺伝資源を取得しようという場合につきましては、当該外国政府の事前の同意、すなわち許可が必要である。また、許可を得るだけではなくて、具体的にどんな利用の仕方をするか、また、利益が生じた場合どのような形で配分するかといった契約を定めてくださいと。こちらは相互に合意する条件、MATという呼び方をしております。

こういったことが生物多様性条約第15条、93年の段階で既に定められております。

こちらは、先ほどご説明いたしました3点を絵に落とし込んだものになります。

左下の豆、遺伝資源となっておりますけれども、こちらがスタート地点ということでごらん いただきたいと思います。

遺伝資源につきましては、各締約国の主権的権利が及んでいることになります。このため、 海外の人間がこちらを利用したい場合につきましては、当該遺伝資源の提供国、すなわち保有 国ですけれども、こちらの事前の同意、すなわち許可を得なければいけない。また、許可を得 るだけではなくて、利用の形態ですとか利益配分の方法について相互に合意する条件、すなわ ち契約を事前に定めてくださいということになっております。この上で初めて遺伝資源の持ち 出しが可能になるということでございます。

利用者につきましては、利用国内におきまして新品種の開発ですとか医薬品の開発等々、遺 伝資源を利用して商品化するといったことになろうかと思います。こうして生じた利益につき ましては、事前に定められた契約の条件、ここでは相互同意条件と書いておりますけれども、 事前に定めておりました契約に基づいて利益配分を行うことになっております。

ただし、遺伝資源に対して主権的権利等々、ちょっと雲をつかむような話になってございまして、93年に定められたこういう仕組みですけれども、世界全体としてなかなか具体的に運用されてこなかった経緯がございます。インド、ブラジルなどの一部の国におきましては、こういった仕組みを国内で具体的に運用するための国内法を設けておるんですけれども、ただ、各国の制度がばらばらでございました。

そのため、各国が統一した形でアクセスと利益配分に関する仕組みを運用していこうという ことで交渉が始まってございます。

2002年に、ボン・ガイドラインという法的拘束力のないものが定められました。ただ、これでは全然実効性がないということで、同年にABS作業部会が設けられまして、これまで9年にわたって国際交渉が続けられてきました。その9年の交渉が結実したものが今回の名古屋議定書になります。

若干話が戻るんですけれども、名古屋議定書が採択されました今回のCOP10、会議の概要でございます。

日時は昨年10月11日から29日、3週間にわたる非常に長い会議でありました。

名古屋国際会議場において行われまして、議長は我が国の松本環境大臣が務められております。

参加国は 179 カ国でございまして、ほとんどの国が参加しました。また、人数といたしましては 1万3,000人ということで、いずれも過去最大規模であったと伺っております。

また、サイドイベントは 350、あと会場外で、ブースで生物多様性交流フェアが行われたんですけれども、こちらも 12 万人近くが訪れたということでございまして、いずれも過去最大規模だったと伺っております。

ではこちら、СОР10の主要議題でございます。

今回ご説明差し上げております名古屋議定書ですけれども、こちらはCOP10の議題の1つでございまして、実は他にもたくさんの議題がありました。そのうち主なものですけれども、ポスト2010年目標、名古屋・クアラルンプール補足議定書、そして名古屋議定書でございます。

1点目のポスト 2010 年目標ですけれども、こちらは向こう 10 年を見据えまして、世界全体として生物多様性の減少をくい止めるためにどんな目標を掲げるかといった論点でございました。最終的に採択されましたのは、「2010 年までに生物多様性の損失を止めるための行動をとる」という目標となっております。 E U などは「生物多様性の損失を止める」という目標を掲げたかったところですけれども、やはり途上国等といたしましては、これから開発をどんどん進めていかなければいけない状況にございますので、「生物多様性の損失を止めるための行動をとる」といったことで最終的に落ち着いたということでございます。

日本におきましては、名古屋議定書とかいろいろ報道されていたと思うんですけれども、諸 外国の報道を見ますと、ポスト 2010 年目標、こちらの取り扱いのほうが非常に大きかったと実 感しております。特に、京都議定書におきましては世界全体として温室効果ガスを何%削減せ よといったことをいろいろ交渉されて、注目されているんですけれども、そういった並びにあ ったと認識しております。

2点目、名古屋クアラルンプール補足議定書でございます。

こちらは遺伝子組み換え作物に関しますカルタへナ議定書を、より具体的に運用するための 補足議定書になります。具体的には、遺伝子組み換え生物の国境を越える移動によって生物多 様性に対して損害が出た場合につきまして、責任事業者を特定して、その損害を回復するため の措置をとらせなければいけないといった内容になってございます。

3点目が、今回ご説明いたします名古屋議定書でございます。

こちらは名古屋議定書の全体像でございます。

黒字の部分は、先ほどご説明差し上げました生物多様性条約の第 15 条、93 年の時点で既に 定められていた仕組みでございます。赤字につきましては、今回、名古屋議定書によって新た に措置された部分になります。

一番大きな部分につきましては利用国内の措置でございまして、右手のほうに赤い部分がた くさん見えるかと思います。

一番大きな部分ですけれども、提供国といたしましては、自身が提供した遺伝資源が利用国内で一体どんな利用がされているのか、また、経済的利益が生まれているのか、本当に契約が履行されて利益配分が行われているかどうか、こういったことがなかなか見えづらいといったことを問題意識として持っておりました。こうしたことから、利用国におきましてはチェック・ポイントを指定いたしまして、利用者の遺伝資源の利用状況をモニタリングするといった定めがなされております。

もう一点、大きな部分といたしましては、ABSクリアリングハウスといったものを設けることが新たに措置されております。こちらは大きな情報データベースをイメージいただければと思いますけれども、提供国といたしましては、自分の国内の提供に係る国内制度の仕組みですとか、利用国におきましては自分の国内の遺伝資源の利用状況、こういった情報を提供し、その情報をプールして、みんなが閲覧することができる、このようなデータベースを設けようというのが、こちらのABSクリアリングハウスでございます。

名古屋議定書につきましては、これまでいろいろな論点がございました。結構新聞報道等なされていたと思いますので、ご存じの部分もあろうかと思いますけれども、一つ一つの論点について、その帰趨をご説明差し上げます。

まず1点目の論点といたしまして、派生物というものがございました。

途上国といたしましては、遺伝資源による利益だけではなく遺伝資源の利用の派生物による 利益も利益配分の対象としたいという主張をしてございました。これに対し日本を含む先進国 は、派生物といいましても、一体どこまでが遺伝資源の利用に基づく派生物なのかがなかなか クリアでないといったことがございますので、それに反対してきたということで、意見が対立 してきてございます。

最終的に合意された文はこちら、ちょっと英語しかないんですけれども、下に示してござい

ます。

まず、定義規定の中で、「遺伝資源の利用」について定義がなされております。「遺伝資源の利用」とは、すなわち「遺伝資源に対する研究開発の行為を言う」となっております。

続きまして、利益配分の規定ですけれども、利益配分は、遺伝資源の利用に基づく利益を配分しなければいけない。遺伝資源の利用、すなわち研究開発に基づく利益、こちらを配分しなければいけない。「as well as」の後ですけれども、「subsequent applications and commercialization」ということで、研究成果の適用、商品化、こちらに基づく利益も配分しなければいけないとなってございます。

こういった条文にすることによりまして、結構もやっとした条文なんですけれども、「派生物」という文言を条文上に明記しないということで、先進国の要求は満たされた。一方で、幅広く利益配分の対象をとることができたということで、途上国側の主張も一定程度認められたということでございます。

最後の一文に非常に重要な文が混じっているんですけれども、そのような利益配分は、相互に合意する条件に基づいて行われなければいけない。すなわち、提供国と利用者が合意する範囲内において利益配分を行いなさいということになっております。研究開発の行為、また研究成果の適用、あと商品化、利益の範囲を非常に広くとらえているんですけれども、どこまで配分の対象にするかは提供国と利用者の間の契約において定めてくださいといったことが今回の帰結になっております。

続きまして、2点目の論点。遡及適用というものがございます。

こちらも結構新聞報道等されておりましたので、お聞き及びの部分もあろうかと思います。特にアフリカですけれども、CBDの発効以前、生物多様性条約の発効以前にアクセスされた遺伝資源に基づく利益につきましても、利益配分の対象としたいといった主張をしてございました。こちらはどこまで遡及するかは全く明示されておりませんで、それこそ大航海時代ですとか60年代までの植民地時代、こういった過去においてアクセスされた遺伝資源に基づく利益につきましても配分の対象としたいという、過去の恨みを晴らすといった形の規定でございます。当然先進国としては、こういったものには反対してきたという経緯がございます。

最終的な帰着点ですけれども、こういった遡及適用に関する条文は盛り込まれませんでした。 ただし、今後、資金メカニズムを設けて、こういったものを通じて、過去にアクセスされた遺 伝資源に基づく利益についても還元するような何かしらの仕組みを設けていこう、今後の交渉 に委ねましょうといったことで合意されております。 3点目、チェック・ポイントでございます。

先ほど若干触れさせていただきましたけれども、提供国といたしましては、自分の提供した遺伝資源が利用国の中でどんな利用がされているかわからない、こういったことをモニタリングするような機関を設けてくれといった主張をしてございました。一般的には途上国といたしましては、そういうチェック・ポイントの措置なんですけれども、可能な限り強硬な措置を導入してくれといった主張をしてございました。先進国側といたしましては、そういった措置を国内で実施する際に柔軟性を持たせたいといったことで、意見が対立してきたところでございます。

最終的な帰着点なんですけれども、各締約国は1以上のチェック・ポイントを指定しなければいけない。すなわち、チェック・ポイントという措置を行わないという選択式はないことになってございます。ただ、一体どの機関を具体的にチェック・ポイントとするかにつきましては、各国の裁量に委ねられることになってございます。

また、チェック・ポイントにつきましては、必要に応じて遺伝資源の利用者に対して遺伝資源の出所の情報の開示を求めることができるといった規定で、最終的に合意がなされております。

4点目、アクセスでございます。

これまでご説明差し上げた3点につきましては、遺伝資源の提供国側の主張を酌んだものになってございました。こちらのアクセスは、利用国側が提供国に対して求めてきた措置の帰着点でございます。

事前同意に関する国内制度の明確化というのが、まず1点目、ございます。こちらは、これまでABSに関する国内法を設けてきた国が幾つかあるんですけれども、こういった国につきましては、一体どこに申請をしていいのか、また、どんな手続で申請して取得することができるのか、また、本当に出願が受理されたのかどうかも全然わからないといったケースも多いことで、国内制度が不透明であるという問題がございました。こういったことを解消してくれという主張が、事前同意に関する国内制度の明確化でございます。

あと、今回は利益配分を主眼とした条約になってございますので、利益を生まないような非 商業目的の利用につきましては、今回の議定書の対象外としてほしいという主張をしておりま した。

また、緊急時におけるアクセス、特に病原体が物すごいスピードで蔓延しているといったような緊急時におきましては、手続を緩和してもらって緊急にアクセスができるようにといった

主張を先進国はしてきたところでございます。

こういったことにつきましてはいずれも認められまして、一定程度、利用国側の主張も通ったという背景でございます。

5点目、伝統的知識でございます。

遺伝資源に関連します伝統的知識、こういったものに基づく利益につきましても遺伝資源と 同列に置きまして、利益配分の対象としたいといった主張を途上国としてはしておりました。 先進国としては、こういったものには反対してきた状況でございます。

帰着点ですけれども、伝統的知識につきましては、条文上、遺伝資源とは別の扱いとすることになっておるんですけれども、ただ、国内制度の中で、伝統的知識に関する利益配分といったものを定めている場合につきましては、そういったものを尊重しなければいけないといった条文が採択されております。

最後に、その他の論点でございます。

今回の名古屋議定書は、ヒト以外のすべての遺伝資源を対象としているところですけれども、 作物遺伝資源につきましては、ITPGRという特別な条約がございます。こういった条約が 対象としているものにつきましては、今回の名古屋議定書の対象外としようという国と、今回 の名古屋議定書をすべてに適用して、ITPGRなどは今後はもう適用しないといった主張を している国等々あったんですけれども、最終的には、既存の条約を尊重しようということで帰 着しております。

あとは附属書といたしまして、名古屋議定書の発効に向けた政府間委員会の設置、また、そ の作業計画などが策定されております。

- ○土肥分科会長 せっかくの機会でございますので、ただいまの名古屋議定書の内容等に関しまして、ご質問がございましたらお出しいただければと存じます。
- ○宮崎専門委員 チェック・ポイントに関しては説明があったんですけれども、ABSクリア リングハウスに関して、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。
- ○大島課長補佐 APSクリアリングハウスにつきましては、CBD事務局内におきます情報 データベースといった扱いになります。具体的には各国の制度、「自分のところの国内制度は こんなふうになっていますよ」という情報を提供する。また、チェック・ポイントがモニタリ ングいたしました利用国内における遺伝資源の利用の状況等々の情報を提供しようといったこ とが書かれておるんですけれども、具体的にデータベースをどうやって運用していくか等につ きましては、今後の交渉に委ねることになっておりますので、現時点では必ずしも具体的なこ

とが決まっている状況ではないということでございます。

○土肥分科会長 他にございますか。よろしゅうございますか。

もしよろしいようであれば、予定されている時間からすれば若干短いほうに近いんですけれ ども、本日の種苗分科会の審議を終わろうと思いますが、よろしいですか。

事務局から連絡事項はございますか。

○山並課長補佐 審査運営班の山並です。お世話になっております。

次期審議会委員の改正についてご説明いたします。

現在の委員及び専門委員の任期が本年3月末となっていることから、現在、次期委員の改選 の準備を行っているところです。次期委員の選定に当たっては、農林水産省の審議会全体の見 直しが行われておりまして、委員の人数等の検討を行っているところです。また、農業者、個 人育種家の立場から新規にご参加いただく委員につきましては、広く一般から募集するため公 募を行ったところでございます。

なお、今後の予定といたしまして、事務局で選定を行った委員について政務三役の指示を受けて決定し、4月に任命することとなっております。

委員及び専門委員につきましては一部入れ換え等が想定されますので、ご承知おきいただき たいと思います。よろしくお願いいたします。

○土肥分科会長 ただいまお話ございましたように、私、委員を 10 年やらせていただいて、今日で最後で卒業させていただくことになりました。長い間どうもありがとうございました。

それでは、課長にマイクをお渡しします。

○遠藤課長 本日いただきましたご意見等を踏まえまして、告示改正の作業を進めてまいりたいと存じます。今後とも種苗行政の円滑な推進に向けまして、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

一了一